

平成 19 年 11 月 26 日

株式会社商工組合中央金庫特別準備金等評価委員会 意見（案）

政策金融改革の一環として商工組合中央金庫(以下「商工中金」という。)は、株式会社商工組合中央金庫法(平成19年法律第74号。以下「法」という。)に基づき、平成20年10月1日に株式会社化する。

商工中金の株式会社化に当たっては、政府出資のうち国庫納付すべき金額を納付するとともに、特別準備金を設けることとされている。これらの金額については主務大臣(経済産業大臣及び財務大臣)が決定するが、この決定に際しては、あらかじめ、評価委員の意見を聴かなければならないこととされている(法附則第5条第3項)。

そこで、主務大臣により任命された評価委員(別添参照)の意見として、商工中金の資産及び負債を評価した上で、上記及び に関する金額について以下の通りにとりまとめを行い、主務大臣に対してこれを述べることにする。

1. 国庫納付すべき金額

商工中金が、新組織移行後も中小企業向け金融機能を維持するためには、強固な財務基盤を確立する必要がある。しかしながら、現在の商工中金の自己資本の充実の状況は、他の民間金融機関と比しても、十分な状況にあるとは言えない。

新組織移行後の株式会社商工組合中央金庫(以下「株式会社商工中金」という。)が、引き続き、円滑に中小企業向け金融機能を維持するため、自己資本をより充実する必要があることを勘案すれば、新組織への移行

時点で、資本金の減少を伴う国庫納付は行わないことが適当であると考えられる。

したがって、新組織移行に際して国庫納付すべき金額は、ゼロとするべきである。

２．特別準備金の算定方法

特別準備金は、株式会社商工中金が中小企業団体とその構成員に対する円滑な金融機能を継続的に実現できるよう、強固な財務基盤を確立するために設置されるものである。

この特別準備金は、償還義務がないため「負債」ではなく、欠損補填等の性格から「資本」として位置づけられるが、配当や議決権がないため「株式」でもないことから「特別準備金」として法の規定により創設されるものである。

こうした性質を踏まえて特別準備金は、金融機関の自己資本比率規制上の自己資本（基本的項目：Tier（ティア））に算入され、また、今後整備される政省令等の定めに従って適切に会計処理されるものである。

この特別準備金の金額については、商工中金の純資産であって政府の出資に係るものに相当する金額のうち主務大臣が定めるところにより算出された金額をこれに充てるものとするとしてされており（法附則第5条第2項）（1）既存の政府出資から振り替えられる金額、（2）剰余金から振り替えられる金額、に分けて検討した。

（1）既存の政府出資から充当する金額

特別準備金は、既存の政府出資（約4,054億円）のうち政府保有株

式に割り当てられる金額を控除した金額が振り替えられることから、新組織移行後の株式会社商工中金の適正な資本金水準について検討する必要がある。

こうした観点からは、次の諸点を勘案して、政府保有株式に割り当てられる金額は、1,016億円とすることが適当である。

政府保有株式の処分可能性

- ・ 完全民営化に向けた移行期間中（概ね5年から7年を目途）において、政府保有株式の全部処分が可能となる金額とすべきである。
- ・ こうした観点からは、設立以来約70年をかけて約1,000億円の民間出資（中小企業団体）を仰いできたところであり、今般、株主資格を構成員にまで拡大するとはいえ、引き続き、株主資格制限が設けられる中で、中小企業等の資金余力を勘案すれば、現在の民間出資と同額分の引き受けが限度となると考えられること。

政府関与のあり方

- ・ 政府関与を縮小して経営の自主性を高める観点からは、新組織移行時点で、政府の議決権比率を民間株主の議決権比率と同水準以下とすることが妥当であること。

適正な資本金額

- ・ 完全民営化時点での利益計画を前提に、株式会社商工中金が、適正に配当を行い、継続的に中小企業向け金融機能を維持できるような財務基盤を確保できる適正な資本金額とするべきであること。

政府出資の原資

- ・ 現在の政府出資は、一般会計から約3,038億円、産業投資特別会計から1,016億円に区分される。
- ・ ここで、産業投資特別会計はより有償性の強い資金であり、当該会計に帰属する金額を政府保有株式とすることが妥当であること。

上記を踏まえると、既存の政府出資のうち特別準備金に振り替えるべき

金額は、一般会計からの出資に相当する約3,038億円とすることが適当である。

なお、特別準備金については、1)民間株主への配当財源とならないこと(法第43条)、2)清算時には国庫に帰属すること(法第46条)、3)欠損補填は資本準備金及び利益準備金を取り崩されている場合にのみ行われること(法第44条第1項)、4)欠損補填に充当した後、利益が生じた場合には優先的に繰り戻す義務が課されていること(法第44条第3項)が規定されていることから、民間出資者に対する不当な利益移転は回避されているものと考えらる。

(2) 剰余金から充当する金額

1) 考え方

新組織移行の際に、政府出資のうち一部が特別準備金に振り替えられれば、政府出資が減少し、民間出資者の出資比率が高まることになる。その結果、貸借対照表上の剰余金に対する民間の持分相当額が増加することから、民間出資者への利益移転が生じると認識される可能性がある。

こうした懸念を回避するためには、特別準備金の金額の算定上、特別準備金となる政府出資が有していた剰余金に対する持分相当額も含めて特別準備金とすることが妥当である。

2) 算定方法

特別準備金とするべき剰余金の金額は、平成20年9月末日の「利益剰余金」から、組合出資配当額を控除した金額に、同日の資本金額に占める特別準備金となる政府出資金額の割合を乗じて得られる金額とするべきである(算定式は次ページを参照)。

$$\text{特別準備金とする剰余金の金額} = \left(\begin{array}{l} \text{利益剰余金の金額} \\ \text{(平成20年9月末日)} \end{array} - \begin{array}{l} \text{組合出資} \\ \text{配当金の} \\ \text{金額} \end{array} \right) \times \frac{\text{政府出資のうち} \\ \text{特別準備金となる金額}}{\text{出資金の金額}}$$

利益剰余金の金額

- ・平成20年9月末日の貸借対照表の「利益剰余金」である、「利益準備金」及び「その他利益剰余金」の金額の合計額とするべきである。(現在、資本剰余金は計上されていないが、今後、計上される場合には、資本剰余金を算入することが適当である。)

組合出資配当金の金額

- ・平成20年9月末日に終了する事業年度に係る組合出資への配当金は、商工中金の外に流出するものであり、按分すべき剰余金の金額から控除することが適当である。

按分割合

- ・政府の商工中金に対して有する持分は、資本金額に対する政府出資金額の割合によることが法定化されている。
- ・特別準備金は政府出資の一部から振り替えられるものであるから、剰余金のうち特別準備金とするべき金額も、出資金額按分(プロラタ)の方式によるべきである。
- ・出資金額按分(プロラタ)方式は、現在の商工中金に係る持分が出資金額で按分されていること(商工組合中央金庫法施行規則第1条)また、客観性が高く恣意性が排除できる方法であることなど、相当の合理性を有すると判断され、民間出資者等に対する課税関係が生じるおそれはないと考えられる。

なお、按分方法としては、過去の剰余金の形成への寄与度(貢献度)を加味するべきとの見方も可能であるが、1)出資金額按

分とすることが法定化されている中で、異なる按分割合を採用する場合、出資者間での利益の移転が生じると見られかねないこと、2)過去の脱退出資者にも持分が生じる結果、この金額について現行の出資者への利益移転が認識され得ること、3)実務的に、データ等の制約から個々の民間出資者の寄与度計算は困難であることから、民間出資者への不当な利益移転を回避する趣旨に鑑みれば、寄与度(貢献度)方式の採用は困難であると考えらる。

(3) 特別準備金の金額の算出方法(まとめ)

上記の(1)及び(2)を踏まえて、特別準備金の金額の算出方法は、次に掲げる金額の合計額とするべきである。

平成20年9月末日時点の政府出資金のうち一般会計からの出資金に相当する金額(約3,038億円)

平成20年9月末日時点の利益剰余金の金額のうち、次の算式により算出される金額

$$\left(\begin{array}{l} \text{利益剰余金の} \\ \text{金額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{当該時点に終了する} \\ \text{事業年度に係る組合} \\ \text{出資配当金の金額} \end{array} \right) \times \frac{\text{上記の金額}}{\text{出資金の金額}}$$

以上

別添

《株式会社商工組合中央金庫 特別準備金等 評価委員》

大槻 奈那	U B S証券債券本部クレジット調査部 ディレクター
佐伯 昭雄	全国中小企業団体中央会会長
須田 徹	税理士法人トーマツ理事長
村本 孜	成城大学社会イノベーション学部長
弥永 真生	筑波大学大学院教授
柳澤 義一	日本公認会計士協会常務理事
吉野 直行	慶応義塾大学経済学部教授
渡邊 佳英	東京商工会議所副会頭

: 委員長
: 委員長代理

(以上8名、50音順)

《委員会の開催経緯》

開催回	内 容
第1回 : 9月10日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員長の選任、委員会規則の制定 ・ 19年3月期決算書類の評価・検証 ・ 「国庫納付すべき金額」、「特別準備金の算出方法」に関する討議
第2回 : 10月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「国庫納付すべき金額」、「特別準備金の算出方法」に関する事務局案の説明 ・ 上記に関する検討、意見の聴取。
第3回 : 11月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 意見のとりまとめ

《評価委員に関する規定》

株式会社商工組合中央金庫法 附則

(特別準備金等)

第五条 転換前の法人は、商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十号) 第九条の規定にかかわらず、政府から転換前の法人に対してされた出資に係る資産のうち転換後の法人が業務を円滑に遂行する上で必要がないと認められるものに相当する金額として主務大臣が定める金額を、国庫に納付しなければならない。この場合において、転換前の法人は、その納付した金額により資本金を減少するものとする。

2 転換後の法人は、特別準備金を設け、転換前の法人の純資産であつて政府の出資に係るものに相当する金額のうち主務大臣が定めるところにより算出された金額をこれに充てるものとする。

3 主務大臣は、前二項の規定により金額を定めようとするときは、あらかじめ、評価委員の意見を聴かなければならない。

4・5 (略)

商工組合中央金庫が株式会社商工組合中央金庫となるための手続等に関する政令

(評価委員の任命)

第四条 評価委員は、学識経験のある者のうちから五人以上を主務大臣が任命する。

《出資者の持分に関する規定》

商工組合中央金庫法施行規則

〔政府の持分〕

第一条 政府ノ商工組合中央金庫ニ対シテ有スル持分ハ払込資本金額ニ対スル政府ノ払込ミタル出資額ノ割合ニ依ルモノトス

商工組合中央金庫定款

〔出資者の持分〕

第十条 本金庫ノ財産ニ付出資者ノ有スル持分ハ其ノ払込ミタル出資額ニ応ズルモノトス

《特別準備金に関する規定》

株式会社商工組合中央金庫法

(剰余金の額)

第四十三条 商工組合中央金庫は、剰余金の額の計算上、特別準備金(中略)の額を、資本金及び準備金の額の合計額に算入するものとする。

(欠損のてん補を行う場合の特別準備金の額の減少)

第四十四条 商工組合中央金庫は、資本準備金及び利益準備金の額の合計額が零となったときは、特別準備金の額を減少することができる。

この場合においては、株主総会の決議によって、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 減少する特別準備金の額
 - 二 特別準備金の額の減少がその効力を生ずる日
- 2 前項第一号の額は、同項の株主総会の日における欠損の額として主務省令で定める方法により算定される額を超えてはならない。
- 3 第一項の規定により特別準備金の額を減少した後において商工組合中央金庫の剰余金の額が零を超えることとなったときは、その超える部分の額に相当する金額により特別準備金の額が当該減少する前の額に達するまで増加しなければならない。

第四十六条 商工組合中央金庫は、清算をする場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、清算の日における特別準備金の額(中略)を限度として、当該特別準備金の額に相当する金額を国庫に納付するものとする。

2・3 (略)